

令和3年度特別養護老人ホーム経営支援補助金

評価加算協議について

1 申請書類作成上の留意事項（共通）

(1) 各書類に押印の印は、印鑑証明と同一の印としてください。

なお、今回印鑑証明書を提出の後に、法人所在地、法人代表者名、届出印に変更があった場合は、その都度、変更後の印鑑証明書及び履歴事項全部証明書を提出して下さい。

(2) 各書類に記載が必要となる「特養経営支援施設番号（K〇〇〇）」は別紙一覧をご確認ください。

(3) 欄内に書ききれない場合は、任意に枠を拡大してください。

(4) 様式類は、昨年度のものから変更が加えられています。下記URLよりダウンロードの上、必ず最新のものを御使用ください。

(5) 申請書等を送付する際は、他の書類を同封しないようお願いします。

(6) 年度途中で新規に開設した施設は、補助金の額が月割りとなります。また、年度途中で増床・減床した施設についても、「施設振興費」「小規模加算」「あん摩マッサージ指圧師加算」などの額が変わってくる場合がございます。

2 評価加算に係る協議について

(1) 事業目的

利用者サービスの向上、地域福祉貢献、社会福祉施設としての社会的使命を果たす取組等を積極的に実施している施設に対し、実施項目に対応したポイント数に応じ加算を行うことにより、より一層のサービス内容の向上、地域への貢献等を推進することを目的とする。

(2) 項目

ア 医療対応強化支援加算

医療対応の必要な入所者を多く受け入れている施設を支援するため、医療対応に関わる職員の配置割合に応じた加算を行う。

イ 努力・実績加算

実施項目に対応したポイント数に応じ、加算を行う。

(3) 補助額

ア 医療対応強化支援加算
10万円から200万円

イ 努力・実績加算

$$\frac{\text{当該施設の獲得ポイント}}{\text{全施設の獲得ポイント合計}} \times \text{努力・実績加算予算総額}$$

(4) 注意事項

ア 医療対応強化支援加算の予算額を協議総額が超過する場合には、受入割合に応じ、対象施設を選定する場合があります。

イ 今回協議書の提出が見られなかった施設は、評価加算の申請はできません。

ウ 評価加算の協議にあたっては、**その根拠となる書類等を5年間保管してください。**

エ **当初協議又は変更協議で申請しなかった項目は、実績報告時に実施済みでも加算対象外となります。**